

多世代交流・共生のまちづくりの 施策・実践と地域社会の挑戦

ルーテル学院大学学事顧問・教授

いちかわかずひろ
市川一宏



多世代交流・共生のまちづくりの 重要性が高まる背景

地域社会における生活問題

①世帯の小規模化、地域関係の希薄化等の地
域の変化

家庭の養育・扶養機能の低下、地域にお
ける住民相互の関わりの希薄化により、孤
立死、虐待、非行、自殺の増加等の様々な
生活課題が顕在化している。子育て、親の
扶養・介護、経済生活の維持、精神的安定
等の家族員相互の役割が曖昧になっている。
また学校と家庭の間、職場と家庭の間に、
自分の居場所と実感できる場所が見つから
ない。

②子どもの貧困問題の拡大

非正規雇用、失業のなかで生活に困窮す
る現役世代が増え、結果として子どもに及
ぶ貧困の悪循環をどのように断ち切るかが
喫緊の課題となっている。児童虐待の主た
る要因は、「経済的困難」と「親族・近隣・友

施設退所後の相談支援（アフターケア）など
の機能、という3つの機能が示された。な
かでも、地域支援等の機能は、子育て、虐
待防止等に対する地域の役割を強く期待し
た内容となっている。

さらに、平成27年（2015年）4月より
実施されている生活困窮者自立支援制度は、
目標として、①生活困窮者の早期把握や見
守りのための地域ネットワークを構築し、
包括的な支援策を用意するとともに、働く
場や参加する場を広げていくこと、②生活
困窮者が社会とのつながりを実感しなけれ
ば主体的な参加に向かうことは難しいため、
「支える、支えられる」という一方向な関係
ではなく、「相互に支え合う」地域を構築す
ることを掲げ、必須事業である自立相談支
援事業や、就労準備事業、家計相談支援事
業等の多様な事業を提起した。

介護保険も同様である。平成27年
（2015年）度より、①医療と看護、②介
護とリハビリテーション、③保健と予防、
④生活支援と福祉サービス、⑤すまいとす
まい方という5つの要素で構成される地域
包括ケアシステムが提唱されている。なか
でも、新しく創設された介護予防・日常生
活支援総合事業は、生活支援の充実、高齢
者の社会参加・支え合い体制づくり、介護
予防の推進、関係者間の意識共有と自立支
援に向けたサービスの推進等を基本に事業
を実施することとされており、高齢者の社

人からの孤立」であり、貧困は、子どもの非
行とも関わりがある。

③日本における人口構造の変化

日本全国において、少子化、人口減少と
過疎高齢化が急激に深刻化し、公共交通機
関の縮小・廃止、商業施設の撤退等により、
住民の孤立の問題が広がっている。また都
市においても、団塊の世代が後期高齢者と
なり、かつ高齢者単身世帯、高齢者のみ世
帯が増加する結果、社会的支援を必要とさ
れる高齢者が明らかに増える2025年問
題は、もう既に始まっている。

このように、多くの生活問題が地域で生
み出されており、その地域を予防・解決の
場にすることなくして、その悪循環は断ち
切れない。

関連する社会福祉の動向

平成20年（2008年）、厚生労働省の「こ
れからの地域福祉のあり方に関する研究会」
は、自助、公助とともに、住民、当事者、
民生委員児童委員、町内会、行政、ボラン
テア参加と新たな支え合い体制づくりをめざ
している。

さらに、平成26年（2014年）9月12日
【基本方針（まち・ひと・しごと創生本部決
定）】が出され、中山間地域等において、地
域の絆の中で高齢者をはじめすべての人々
が心豊かに生活できるよう、小さな拠点に
おける制度縦割りを排除した「多世代交流・
多機能型」の生活サービス支援を推進するこ
ととなった。

最後に、平成27年（2015年）の「誰もが
支え合う地域の構築に向けた福祉サービス
の実現―新たな時代に対応した福祉の提供
ビジョン―」は、今までの福祉制度を再編し
た高齢、障害、児童への総合的な支援をめ
ざしている。

多世代交流・共生の まちづくりの実践事例

実践事例は多様である。報告書では、以
下の10に分類した。①行政、社会福祉協議
会による住民と協働した多世代交流・共生
のまちづくり、②教育プログラム、教育施
設の活用による多世代交流・共生のまちづ
くり、③大学等の教育機関との連携による
多世代交流・共生のまちづくり、④コミュ
ニティセンター等の地域の拠点を通した多
世代交流・共生のまちづくり、⑤NPOに
よる多世代交流・共生のまちづくり、⑥困
窮家庭の子ども支援を通した多世代交流・

ティア団体（民間非営利団体）等が協働する
「新たな支え合い」を強調している。これは、
行政の取り組みを「公」と限定するのではな
く、「新たな支え合い」という共助の取り組
みによって、「新たな公」を創出し、地域社
会の再生を図る提案である。これを「地域福
祉の制度化」と言い換えることができる。

また、近年では、養育に大きな困難を抱
える家庭への支援を行うこと等を目的とし
た社会的養護の考え方が提案され、①養育
機能・家庭での適切な養育を受けられない
子どもを養育する機能であり、社会的養護
を必要とするすべての子どもに保障される
べきもの、②心理的ケア等の機能・虐待等
の様々な背景の下で、適切な養育が受けら
れなかったこと等により生じる発達ゆが
みや心の傷（心の成長の阻害と心理的不調
等）を癒やし、回復させ、適切な発達を図る
機能、③地域支援等の機能・親子関係の再
構築等の家庭環境の調整、地域における子
どもの養育と保護者への支援、自立支援、

共生のまちづくり、⑦従来の施策の枠組み
を超えた多世代交流・共生のまちづくり、

⑧日常生活圏域を重視した多世代交流・共
生のまちづくり、⑨都道府県・市町村によ
る多世代交流・共生のまちづくり、⑩募金
活動を通した多世代交流・共生の社会づく
り、である。なお、ここで紹介する多くの
施策・実践は、私自身が長く関わってきた
市町村・社協・NPOの取り組みである。
それらから、2つの基本的視点をあげる
ことができる。その1つは、第1に、本施策・
実践が、地域による子育て支援による虐待
問題の発生予防、子育てサロン等による孤
立予防であること。今日、高齢者自身がボ
ランティア活動や介護予防に取り組んでい
くことが重要視され、子育て支援への関わ
りも期待される。第2に、本施策・実践が、
高齢者の閉じこもり・虚弱予防、認知症高
齢者への支援、要介護者を支える家族への
支援等に地域の一員である子どもたちも関
わり、地域で困難に直面する方法を支える
こと。そして2つめは、本施策・実践が、
成長過程にある子どもたちにとっても、「一
人の人間が、人生の各段階を生き抜き、老
いていく姿を見て育つこと」であり、子ども
たちの人間理解を深めることである。これ
らのことから、本施策・実践は、地域の未
来を築く取り組みであると言える。子ども
も・親に成長の場を提供し、子どもが育ち、
養育するものが育ち、地域が育っていく視

実践事例は多様である。報告書では、以
下の10に分類した。①行政、社会福祉協議
会による住民と協働した多世代交流・共生
のまちづくり、②教育プログラム、教育施
設の活用による多世代交流・共生のまちづ
くり、③大学等の教育機関との連携による
多世代交流・共生のまちづくり、④コミュ
ニティセンター等の地域の拠点を通した多
世代交流・共生のまちづくり、⑤NPOに
よる多世代交流・共生のまちづくり、⑥困
窮家庭の子ども支援を通した多世代交流・